

沖縄県PPP/PFI手法導入優先的検討規程

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）（以下「PFI法」という。）に基づき、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備・運営等を進めることを目的として、公共施設等の整備・運営等に従来のPPP/PFI手法に加え、より柔軟で多様な手法を導入し公民連携を促進するための優先的検討規程を次のように定める。

1 総則

(1) 目的

本規程は、多様なPPP/PFI手法導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備・運営等を行う従来型手法に優先して検討（以下「優先的検討」という。）するに当たり、必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に公共施設等の整備・運営等を行うとともに、県民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって県民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

ア 整備・運営等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。

イ 利用料金 PFI法第2条第6項に規定する利用料金

ウ 公共施設等運営権 PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権

エ 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備・運営等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備・運営等を行う従来型手法に優先して検討すること。

(3) 対象とするPPP/PFI手法

本規程の対象とするPPP/PFI手法は次に掲げるものとする。

ア 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	・ 公共施設等運営権方式（コンセッション方式） ・ 指定管理者制度 ・ 包括的民間委託 ・ 管理・更新一体マネジメント方式 ・ O（運営等Operate）方式
イ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	・ BT方式（建設Build-移転Transfer-運営等Operate） ・ BOT方式（建設Build-運営等Operate-移転Transfer） ・ BOO方式（建設Build-所有Own-運営等Operate） ・ DB方式（設計Design-建設Build-運営等Operate） ・ DBM方式（設計Design-建設Build-維持管理等Maintenance） ・ RO方式（改修Rehabilitate-運営等Operate） ・ ESCO（Energy Service Company）事業
ウ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	・ BT方式（建設Build-移転Transfer）（民間建設買取方式） ・ DB方式（設計Design-建設Build） ・ 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。）
エ 公的不動産を活用して実施する手法その他のPPP/PFI手法	・ 定期借地権方式 ・ 公有財産の貸付、目的外使用許可 ・ 公共空間の活用（占用許可等） ・ 等価交換方式 ・ 特定建築者制度を活用した再開発事業 ・ LABV（Local Asset Backed Vehicle）方式 ・ 公募設置管理制度（Park-PFI） ・ 港湾環境整備計画制度（みなと緑地PPP）等

(4) PPP/PFI手法導入検討における基本的留意事項

ア PPP/PFI手法は、あくまで公共施設等の整備・運営等における調達手法の一つであり、従来型手法を含めたあらゆる可能性の選択肢の一つであることに留意しつつ、様々な手法について検討を行う必要がある。

イ 県内企業の受注機会確保のため、「県内企業への優先発注及び県産品の優先使用基本方針」及び「大型プロジェクト建設工事発注方針」を踏まえ、発注において、入札等に係る関係法令等（WTO政府調達協定を含む）に従いながら、県内企業を優先する等の配慮が必要である。

2 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備・運営等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- (1) 公共施設等総合管理計画又は「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）Ⅳの「個別施設計画」の策定又は改定（新たに公共施設等の整備・運営等について記載する場合）を行うとき。
- (2) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日総務省自治財政局通知）第2の「経営戦略」の策定又は改定（新たに公共施設等の整備・運営等について記載する場合）を行うとき。
- (3) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）Ⅱ2（3）の「地方版総合戦略」の策定又は改定（新たに公共施設等の整備・運営等について記載する場合）を行うとき。
- (4) 第二号に掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合
- (5) 公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- (6) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

3 優先的検討の対象とする事業

次の(1)及び(2)に該当する公共施設等の整備・運営等事業を優先的検討の対象とする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設等の整備・運営等事業
 - ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設等の整備・運営等事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設等の整備・運営等事業
 - ア 事業費の総額が10億円以上の公共施設等の整備・運営等事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - イ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設等の整備・運営等事業（運営等のみを行うものに限る。）
- (3) 対象事業の例外

次に掲げる公共施設等の整備・運営等事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- ア 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設等の整備・運営等事業
- イ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設等の整備・運営等事業
- ウ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設等の整備・運営等事業
- エ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設等の整備・運営等事業
- オ 外部有識者等で構成されるPPP/PFIに関する検討委員会等において、PPP/PFI手法の導入を行わないことが決定された公共施設等の整備・運営等事業

4 適切なPPP/PFI手法の選択

(1) 採用手法の選択

県は、優先的検討の対象となる公共施設等の整備・運営等事業について、次の5の簡易な検討又は6の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

(2) 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

県は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

ア 指定管理者制度については、次の5の簡易な検討及び6の詳細な検討の省略

イ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBT0方式については、次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

ウ 民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法については、次の5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

5 簡易な検討

(1) 費用総額の比較による評価

県は、別紙のPPP/PFI手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備・運営等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

4において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

ア 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

イ 公共施設等の運営等の費用

ウ 民間事業者の適正な利益及び配当

エ 調査に要する費用

オ 資金調達に要する費用

カ 利用料金収入

(2) 定性的事項の評価

県は、(1)による評価に加えて、次に掲げる定性的な評価を行い、採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- ア 同種・類似施設におけるPPP/PFI手法導入実績を踏まえた評価
- イ 民間ノウハウの活用可能性の有無
- ウ 民間事業者の参画意向の有無
- エ 住民サービスの向上可能性
- オ 事業目的の達成実現性
- カ 制度的制約の有無
- キ その他、国の手引き等に基づく、事業ごとに必要な評価

(3) その他の方法による評価

県は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、(1)にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- ア 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- イ 類似事例の調査を踏まえた評価

6 詳細な検討

県は、5の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設等の整備・運営等事業以外の公共施設等の整備・運営等事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備・運営等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

7 評価結果の公表

(1) 簡易な検討の結果の公表

- ア 費用総額の比較及び定性的事項の評価による評価の結果の公表

県は、5(1)及び(2)による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (ア) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設等の整備・運営等事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (イ) PPP/PFI手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期

イ その他の方法による評価の結果の公表

県は、5(3)の方法による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

(7) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設等の整備・運営等事業の予定価格の推測につながらないものに限る。）

PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(イ) 客観的な評価結果の内容（当該公共施設等の整備・運営等事業の予定価格の推測につながるものに限る。） 入札手続の終了後等適切な時期

(2) 詳細な検討の結果の公表

県は、6の詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

ア PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設等の整備・運営等事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

イ PPP/PFI手法簡易評価調書の内容（6の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの） 入札手続の終了後等適切な時期

8 情報提供

(1) 県のPPP/PFI事業担当課は、以下の情報について企画部企画調整課に情報提供を行うものとする。

ア 本規程に定める検討の段階で実施する委託事業等の発注等に係る情報（5の簡易な検討及び6の詳細な検討に先立って行う調査事業等を含むが、指定管理者制度に係るものは除く。また、原則として公表資料を提供するものとする。）

イ 5の簡易な検討又は6の詳細な検討に検討の段階を進めた場合は 当該情報

ウ 7の評価結果の公表に係る情報

(2) 企画部企画調整課は、先行事例等の部局横断的な活用を図るため、(1)の情報について各部局と共有するものとする。（共有に支障があるとPPP/PFI事業担当課が申し出た場合を除く。）

(3) (1)及び(2)の円滑な運用を図るため、企画部企画調整課は、各PPP/PFI事業担当課の担当者名簿を整備、管理するものとする。

9 附則

(1) 本規程は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に新たに公共施設等の整備・運営等事業に係る手法の検討を開始するものに適用する。

(2) 本規程は、令和7年5月26日から施行する。